

特別養護老人ホーム優先入所制度 概要版

新制度の指標・項目及び点数

	現行制度							新制度							点数割合の増減	項目数の増減
	第一次評価			第二次評価			合計	第一次評価			第二次評価			合計		
	点数	割合	項目数	点数	割合	項目数		点数	割合	項目数	点数	割合	項目数			
要介護度	5	25%	5					25	25%	5						
認知症などによる症状	2	10%	8					20	(20%)	15					↑ 8 15	
身体状況				2	10%	3		20	(15%)	7					↑ 3 7	
主な介護者の状況	5	25%	7					25	25%	14					↑ 7 14	
住宅の状況	3	15%	7					15	15%	7						
在宅サービス				1	5%	2		5	5%	2						
第一希望施設											3	3%	1		↑ 0 1	
介護支援専門員等意見書				2	10%	4					7	7%	2		↓ 4 2	
合計	15	75%		5	25%		20	90	90%		10	10%		100		

「認知症」と「身体状況」はどちらか高い方を第一次評価点数とします

「介護支援専門員等意見書」の点数割合は3%減少しますが、項目数も4項目から2項目に減少します。
そのため、1項目あたりの点数割合が上昇し、実質的には現行制度を超える点数割合となります。

現行制度の問題点及び改善点

透明性の確保

- 評価点数は、現行制度の20点満点ではなく100点満点とします
同点同順位を減少させ、入所希望者の状況をより明確に順位へ反映させるようにします。
- 申込書の文言を整理し、主観による解釈の違いをなくするようにします
- 第一次評価は、項目の選択により客観的に評価できる指標に整理します
- 第二次評価は、項目の選択による評価が難しい指標と、その他入所を決定する上で考慮すべき指標に整理します

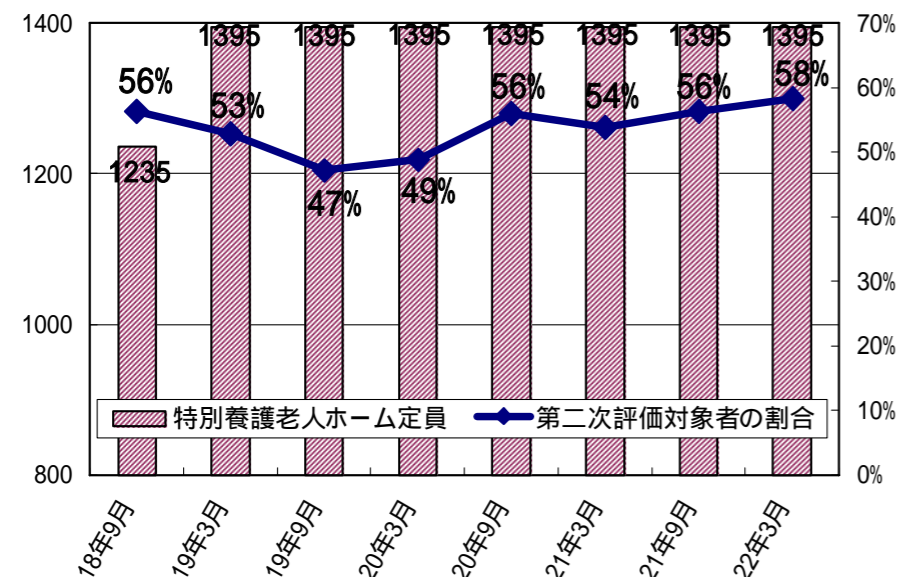
透明性の確保

- 在宅より病院や有料老人ホーム等に入院、入所中の方の評価点数が高くなる傾向を是正し、入所希望者の居住場所に関わりなく、客観的に優先度を評価できるようにします
現行制度では「主な介護者の状況」は、居住場所が自宅以外の場合は最高点数である「介護者がいない」を選択する運用でしたが新制度では、入所希望者の居住場所に関わりなく、その状況に応じた項目を選択するようにします。
- 各指標の項目数を増やし、入所希望者について、より正確な状況が反映されるようにします

緊急性の反映

- 第二次評価における評価点数を、直接、優先順位に反映させるようにします
現行制度においては、第二次評価後の最終点数がAランクの点数より高い場合でも、BランクはAランクより低い優先順位となります。
新制度では、ランクによる区分けを行わず第一次評価と第二次評価の合計点数で優先度が決まるため、第二次評価における緊急性の評価が、直接、優先順位に反映されるようになります。

第二次評価対象者



評価年月	第二次評価対象者			特別養護老人ホーム定員
	Aランク	Bランク	合計	
平成18年9月	186	510	696	1,235
平成19年3月	211	526	737	1,395
平成19年9月	200	457	657	1,395
平成20年3月	207	474	681	1,395
平成20年9月	256	525	781	1,395
平成21年3月	226	525	751	1,395
平成21年9月	245	540	785	1,395
平成22年3月	293	520	813	1,395

- 第二次評価対象者の範囲は、特養定員の合計の60%とします

現行制度においては、A及びBランクを第二次評価対象者とした平成18年9月以降、その人数は特養定員の合計に対し、ほぼ一定の割合で推移しています。
現行制度の第二次評価対象者の人数は、ほぼ過不足ない状況であることから、新制度においてはこの傾向を利用して第二次評価対象者の範囲を決定することとし、その人数は現行制度と同程度とします。
最近はおおむね50%台後半となっており、このことから新制度における第二次評価対象者の範囲は60%とします。下限点数と同点同順位の方がいる場合は、60%を超えることになります。
この方法により、今後、新規に特養が開設した場合にも機動的に対応することができ、その定員に比例して第二次評価対象者の人数が増加することになります。